

京都市交通局管理規程 5 - 8 (京都市交通局企業職員旅費支給細則) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 江草 哲史

第 5 条第 1 項第 1 号中「国有鉄道改革法第 6 条第 2 項の旅客鉄道株式会社 (以下「旅客鉄道会社」という。)」を「鉄道事業法第 13 条に規定する鉄道運送事業者」に改め、同項第 3 号中「郵政省」を「日本郵政公社」に改める。

第 5 条の 2 中「78 キロメートル以内」を「75 キロメートル未満」に改める。

第 6 条中「利用の便等によつて」を「利用の便等によって」に改め、「旅客鉄道会社」を「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 1 条に規定する鉄道会社」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

No. \_\_\_\_\_

甲	乙	丙	丁		
<b>旅行命令書 ( )</b>					
命令年月日		年 月 日			
管理者	次長	部長	課長	係長	係員
			職員課長	係長	係員
旅行者	所属	職名又は職種名	氏名コード及び氏名		
		( 級 )			
旅行期間	年 月 日 ~ 年 月 日 泊 日間				
用務先					
用務 (変更・取消 理由)	のため				
経路					
科目	款	項	目	節	
旅費	概算		精算		追給・戻入
備考					

注 変更又は取消の場合は ( ) 内にその旨記入すること

京都市交通局

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この改正規程による改正後の京都市交通局企業職員旅費支給規程の規定は、この改正規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

### (経過措置)

- 3 改正前の第1号様式に定める様式用の紙は、当分の間、所要の調整をして、これを使用することができる。

(交通局企画総務部職員課)